

議案第12号	証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	地方自治法の一部改正に伴い、証人等に支給する実費弁償の対象者について、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
【趣 旨】	<p>地方自治法の一部改正に伴い、証人等に支給する実費弁償の対象者について、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>＜地方自治法改正の要旨（関係部分抜粋）＞ 普通地方公共団体の議会が、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、また、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めることができることとした（第115条の2関係）。 ⇒ なお、この規定創設に伴い、これまで常任委員会（第109条）、議会運営委員会（第109条の2）、特別委員会（第110条）に分けて規定していたものを、第109条において一括して規定された。</p>
【関係法令】	地方自治法第109条第5項、第115条の2、第207条
	<p>＜改正地方自治法＞</p> <p>第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。</p> <p>② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。</p> <p>③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。</p> <p>(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項</p> <p>④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。</p> <p>⑤ 第115条の2の規定は、委員会について準用する。</p> <p>⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。</p> <p>⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。</p> <p>⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。</p> <p>⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。</p> <p>第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。</p> <p>② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</p>
【改正内容】	<p>① 証人等に支給する実費弁償の対象者（第1条関係） ＜現 行＞ (4) <u>法第109条第5項「常任委員会」、第110条第5項「特別委員会」及び第251条の2第9項「自治紛争処理委員」の規定により、公聴会に利害関係人又は学識経験者として参加した者</u></p> <p>＜改正案＞ (3) <u>法第115条の2第1項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、公聴会に利害関係人又は学識経験者等として参加した者</u> (4) <u>法第115条の2第2項（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、参考人として出頭した者</u></p> <p>② その他所要の規定の整備（第1条関係）</p>
【施行期日】	公布の日